

訪問介護の利用料金表

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担」は、原則として基本利用料の1割（一定以上の所得のある方は2割又は3割）の額です。

ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

【基本利用料金】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※（注1）参照	利用者負担金 （自己負担1割の場合） （＝基本利用料の1割） ※（注2）参照
身体介護 中心型	20分未満	1,630円	163円
	20分以上30分未満	2,440円	244円
	30分以上1時間未満	3,870円	387円
	1時間以上1時間30分未満	5,670円	567円
	1時間30分以上	30分増すごとに820円を加算	30分増すごとに82円を加算
引き続き「生活援助中心型」を算定する場合		20分から起算して25分増すごとに650円を加算 （195単位を限度）	25分増すごとに65円を加算
生活援助 中心型	20分未満		
	20分以上45分未満	1,790円	179円
	45分以上	2,200円	220円

- （注1）「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。
上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- （注2）上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサービスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算Ⅰ	下記の①～⑧の全てに適合する場合。 ①全ての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成 ②定期的にサービス提供時の留意事項を伝達する会議を開催 ③文書等による指示とサービス提供後の報告 ④全ての訪問介護員等に対して健康診断を実施 ⑤緊急時における対応を利用者に明示 ⑥訪問介護員等のうち介護福祉士が30%以上 ⑦全てのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有している ⑧前年度において要介護4、5の者、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者、たんの吸引等を必要とする者の割合が20%以上	上記基本部分の20%	
特定事業所加算Ⅴ	通常の事業の実施地域内であって中山間地域(＝新潟県の場合は全域)に居住する利用者に対して継続的なサービス提供体制を確保している場合。 ただし、特別地域加算又は中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算と同時に算定できない。	上記基本部分の3%	
特別地域加算※	離島・過疎地域に所在する事業所がサービスを提供した場合。	上記基本部分の15%	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ※	当該加算の算定要件を満たす場合。	1月の利用料金の24.5% (基本料金＋各種加算減算)	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算※	中山間地域において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者へサービス提供した場合。	上記基本部分の5%	

(注) ※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分から以下の料金が減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
同一建物居住者に対する訪問減算※	事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接敷地内、事業所と同一の建物に居住する利用者へ訪問する場合 (上記に該当する利用者が1か月あたり50人未満の場合)	上記基本部分の10%
	事業所の所在する建物と同一敷地内、隣接敷地内、事業所と同一の建物に居住する利用者へ訪問する場合 (上記に該当する利用者が1か月あたり50人以上の場合) (ただし、前6月間に提供した提供総数のうち、同一敷地内等に居住する利用者が90%以上の場合を除く)	上記基本部分の15%
	上記に該当しない範囲にある建物であって、当該建物に居住する利用者が1か月あたり20人以上の場合	上記基本部分の10%
	前6月間に提供した提供総数のうち、同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物に居住する利用者に提供された割合が90%以上である場合	上記基本部分の12%
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合	上記基本部分の1%
業務継続計画未策定減算	感染症・災害の業務継続計画が未策定の場合	上記基本部分の1%

(注) ※印の減算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。